

厚生科学研究  
(子ども家庭総合研究事業)

被虐待児童の保護者への指導法の  
開発に関する研究

平成13年度研究報告書

平成14年3月

主任研究者 庄 司 順 一

被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

主任研究者 庄 司 順 一

目 次

|  |            |       |
|--|------------|-------|
| 総括研究報告                                   | 主任研究者 庄司順一 | ……5   |
| 分担研究報告                                   |            |       |
| 分担研究1 児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究 | 分担研究者 庄司順一 | ……9   |
| 1 被虐待児童の保護者への支援のあり方                      |            |       |
| 1)総合的支援の中での親のケア                          | 奥山真紀子      | ……14  |
| 2)虐待をする母親への心のケアーその基本的心得ー                 | 川井 尚       | ……17  |
| 3)虐待傾向を示す親への援助                           | 西澤 哲       | ……22  |
| 2 児童相談所における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究       | 才村 純       | ……34  |
| 3 児童福祉施設における保護者への援助に関する実態調査              |            |       |
| 1)児童福祉施設における保護者への支援の実態                   | 庄司順一ほか     | ……117 |
| 2)児童福祉施設に対するヒアリング調査結果                    |            |       |
| (1)概要                                    | 伊藤嘉余子ほか    | ……145 |
| (2)3施設へのヒアリング結果と考察                       | 西澤 哲       | ……157 |
| 4 その他のプログラム                              |            |       |
| 1)乳児院における「育児体験学習」                        | 庄司順一ほか     | ……162 |
| 2)養親・里親への養育支援                            | 庄司順一ほか     | ……166 |
| 分担研究2 虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究            | 分担研究者 武藤安子 | ……169 |
| 1 子どもの虐待をどのようにとらえるか                      | 信田さよ子      | ……170 |
| 2 個別カウンセリングによる援助                         | 信田さよ子ほか    | ……177 |
| 3 Abuseを課題とする母親たちとのグループカウンセリング           | 春原由紀       | ……182 |
| 4 子どもとの関係に悩む母親とのサイコドラマ                   | 土屋明美       | ……190 |
| 分担研究3 子ども虐待予防のための保健師活動マニュアルの作成           | 分担研究者 佐藤拓代 | ……198 |

## 被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

主任研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

### 研究要旨

近年高い関心をもたれている児童虐待は、子どもの心の安らかな発達にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。とくに、虐待をする保護者への援助については、援助プログラム、またその体制とも不十分な状況にある。言うまでもなく、保護者への適切な援助がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえない。したがって、保護者への援助方法の確立は現在もっとも求められている課題といえる。そこで、本研究においては、この研究課題に関して専門家による3つの分担研究班を組織し、検討を行った。

分担研究1 児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

分担研究2 虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究

分担研究3 地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究

具体的には、分担研究1では、児童相談所および児童福祉施設等における虐待をする保護者への対応の実態を明らかにし、また、先進的な取り組みを紹介した。分担研究2では、虐待のリスク要因と対応のポイントを明らかにするために、虐待をする保護者を対象とした個人心理療法、グループ心理療法の参加者の分析を試みた。分担研究3では、地域における虐待家庭への支援体制の確立に寄与することを目指し、「保健師活動マニュアル」を作成した。

### 分担研究者氏名・所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

青山学院大学教授

武藤安子 横浜国立大学教授

佐藤拓代 大阪府富田林保健所長

## A. 研究目的

この数年、高い関心をもたれている児童虐待は、子どもの心の安らかな発達にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。それでも、虐待の発見と通告、被虐待児童への対応に関しては理解が深まり、決して十分とはいえないにせよ体制も整いつつある。しかし、虐待をする保護者への援助、指導については、援助プログラム、またその体制とも不十分な状況にある。言うまでもなく、保護者への適切な援助、指導がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえない。したがって、保護者への指導法の確立は現在もっとも求められている課題といえる。そこで、本研究においては、この研究課題に関して専門家による3つの分担研究班を組織し、研究をすすめた。

すなわち、分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）では、子どもを虐待する保護者への援助のあり方に関して、児童相談所および児童福祉施設等においてアンケート調査、ヒアリング調査などにより、取り組みの実態を明らかにするとともに、先駆的に実施されている保護者への援助方法を紹介した。また、被虐待ケースに対する総合的な支援計画における保護者への援助、指導の位置づけを明確にするために、臨床の専門家に検討してもらった。

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」（分担研究者：武藤安子）では、虐待への対応を、家族内の暴力という関係構造的視点でとらえ、そこまで

に至る過程、そこからの回復という展望をもった段階的アプローチとしてとらえ、これまでに先駆的に行われている、虐待をする保護者への援助について、個人心理療法、グループ心理療法、サイコドラマの事例を検討した。

分担研究3「地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究」（分担研究者：佐藤拓代）では、ほとんど実施されてこなかった保健分野における、子ども虐待と認識されてからの援助活動について、先進的に取り組んでいる地域の援助技術を検討し、共有化をはかることを目的に、保健師活動マニュアルを作成した。

## B. 研究方法

上述の研究目的を達成するために、臨床心理学、小児精神医学、児童福祉学、母子保健学などの専門家および児童相談所、児童福祉施設職員、カウンセラーなどの関係者からなる研究チームを組織し、研究討議、質問紙調査、ヒアリング調査、事例分析、文献研究などを行った。

## C. 結果および考察

### 分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）

まず、被虐待ケースに対する総合的な支援計画における保護者への援助、指導の位置づけを明確にするために、臨床の専門家に検討してもらった。ここは、いわば総論となるところである。

次いで、児童相談所、児童福祉施設等での

保護者への援助、指導の実態と課題を、研究討議、ヒアリング、必要に応じて質問紙調査等を行い、明確にするとともに、モデルとなりうるいくつかの取り組みを紹介した。具体的には、児童相談所においては、大阪府、神奈川県、北九州市における取り組みについて、紹介、検討を行った。

また、児童福祉施設においては一般的な保護者への対応マニュアルは作成されていても、虐待ケースに向けたマニュアルは作成されていないことが明らかとなった。また、家族の再統合（家庭復帰）のケースを経験した施設は約30%にすぎず、虐待ケースの再統合が容易でないことが示された。とはいえ、2、3の施設では入所時からの積極的な取り組みをめざしていた。施設種別でみると、情緒障害児短期治療施設では取り組みの内容、頻度とも他の種別施設よりは高いことが示された。このことは、保護者への対応において専門職員の配置が重要であることを示唆しているものと考えられた。以前、東京都の乳児院で実施されていた「育児体験学習事業」は、虐待ケースへの予防的な取り組みとして有効であると考えられた。虐待ケースのペアレンティングに適用するための工夫の開発が望まれる。なお、里親に関しては、とくにアメリカで実施されている愛着障害をもつ子どもへのペアレンティングの試みを紹介したが、これは専門里親への研修にも取り入れることが望まれるとともに、虐待をする保護者への子どもとの関わり方にも示唆するところが大きいと考えられた。

## 分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」

（分担研究者：武藤安子）

今日、緊急課題として、虐待問題への介入方法が問われている。しかし、表面化していないケースやリスク・ファクターを有しているケースは数多くあると考えられる。しかも、わが国では、顕在化した危機例でさえ、虐待加害者としての親に対する援助、親のなすべき義務、そして親子関係の再構築を視野にいられた臨床的アプローチの実践などに関しては手つかずの状況にあるといわざるをえない。

しかし、もっとも重要なことは、顕在化する前に、わが子への虐待に悩む親たちが、最初からそれを主訴として相談にくるケースはきわめて少ないことである。子どもの発達上の問題、アルコールなどアディクションの問題、家族内あるいはそれ以外の人との人間関係のトラブルなどの相談過程でしだいにそれらが語られるケースがほとんどである。つまり、虐待は加害者の「生きにくさ」の表出と連鎖して親子あるいは家族関係のもっとも困難な段階であるとの認識が必要である。そこで、虐待問題を家庭内の暴力といった包括的・関係構造的にとらえる視点に立ち、そこまでに至る過程、そこからの回復という段階的プロセスを可能にしたケースを臨床事例的に考察することで、児童虐待の防止と介入方法など援助のフォーマット作成への可能性について検討することを目的に、下記の研究を行った。

研究1：子どもの虐待をどのようにとらえるか

研究2：個別カウンセリングによる援助

研究3：Abuseを課題とする母親たちとの

## グループカウンセリング

研究4：子どもとの関係に悩む母親とのサイコドラマ。

### 分担研究3「地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究」

(分担研究者：佐藤拓代)

これまでに子ども虐待に関する実践や研究の実績のある保健師、助産婦、看護師、医師、児童福祉司、弁護士等を研究協力者として研究チームにより「虐待予防のための保健師支援マニュアル」を作成した。

## D. 結論

本研究では、第1に、児童相談所および児童福祉施設における虐待をする保護者への対応の実態を明らかにし、また、先進的な取り組みを紹介した。児童相談所や児童福祉施設での取り組みは全体として非常に不十分な状況にあるが、今後の取り組みのモデルとして活用しうるいくつかの実践を知ることができた。今後、これらをモデルとして多くの児童相談所や施設において検討し、よりよいモデルを開発していきたい。

第2に、虐待をする保護者を対象とした個人心理療法、グループ心理療法の参加者の分析からは、虐待のリスク要因を明らかにするとともに、対応のポイントも明らかになる。リスク要因を明確にすることは虐待の予防にも資するであろう。また、対応のポイントが

明らかになれば、対応法の開発に資するであろう。

第3に、「保健師活動マニュアル」の作成は、地域における虐待家庭への支援体制の確立に寄与するとともに、地域による取り組みの格差を是正することも期待される。

以上をまとめると、被虐待児童への保護者への対応は、自ら悩み、相談にくる場合の心理療法的アプローチ(分担研究2で検討)から、地域での支援のあり方(分担研究3で検討)、虐待への認識も乏しく、援助的な関わりをもつことさえ困難な場合への介入的アプローチ(分担研究1で検討)まで幅広い領域がある。保護者のニーズや適切なアセスメントにもとづいて、それぞれのアプローチの適応を明確にすることも重要な課題といえよう。また、本研究をすすめる過程で、「指導」という視点ではなく、援助、支援という立場に立つことの必要性が強調された。

虐待をする保護者への援助、指導に関する研究はわが国ではこれまでにほとんど行われていず、今回がはじめての総合的な取り組みといえるものであり、児童相談所、児童福祉施設、保健所、相談機関等において、虐待をする保護者への援助、指導のあり方、そして現実的にはその困難さが明確になったといえよう。虐待からの回復、分離した家族の再統合への支援を目指す先進的な取り組みを検討し、子ども家庭福祉の向上に寄与したい。

平成13年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究（H13-子ども-030）  
主任研究者：庄司順一（日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長）

## 分担研究報告書

### 児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

分担研究者 庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

#### 研究要旨

被虐待児童の保護者への援助、指導については、援助プログラムの開発、またその実施体制とも不十分な状況にある。虐待をする保護者への援助法の確立は現在もっとも求められている課題といえる。本研究においては、まず、被虐待児童の保護者への援助、指導のあり方に関して、3名の臨床家がそれぞれの立場から論考を行った。この部分は、保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけるための総論的な検討といえる。

次に、児童相談所および児童福祉施設等における虐待をする保護者への対応の実態を明らかにするために、アンケート調査、ヒアリング調査を行うとともに、先駆的な取り組みを紹介した。

さらに、育児不安の強い保護者への援助のプログラムとして東京都の乳児院で実施された「育児体験学習事業」および愛着障害をもつ子どもを養育する養親・里親への支援プログラムを紹介した。

児童相談所や児童福祉施設などでの保護者への取り組みは全体として非常に不十分な状況にあるが、今後の取り組みのモデルとして活用しうるいくつかの実践もあることが明らかになった。今後、これらの実践をモデルとして検討し、実際的な保護者援助プログラムを開発していきたい。

#### 研究協力者

安部計彦（北九州市児童相談所）・石原麻衣（青山学院大学）・伊藤嘉余子（日本社会事業大学）・尾木まり（子どもの領域研究所）・奥山眞紀子（国立成育医療センター）・加賀美尤祥（山梨立正光生園）・加藤曜子（流通科学大学）・川井 尚（日本子ども家庭総合研究所・愛育相談所）・川崎二三彦（京都府京都児童相談所）・才村純（日本子ども家庭総合研究所）・櫻井奈津子（和泉短期大学）・鈴木 力（聖徳短期大学）・鈴木祐子（二葉乳児院）・側垣一也（児童養護施設三光塾）・高村恵里（青山学院大学）・武井淳子（神奈川県総合療育相談センター）・武田玲子（横浜市中央児童相談所）・津崎哲郎（大阪市中央児童相談所）・西澤 哲（大阪大学）・福間 徹（神奈川県総合療育相談センター）・ニツ山 亮（丘の家乳幼児ホーム）・帆足英一（都立母子保健院）・前橋信和（大阪府富田林子ども家庭センター）・前田徳晴（児童養護施設救世軍希望館）・水谷暢子（浜松乳児院）・宮島清（埼玉県熊谷児童相談所）・宮本信也（つくば大学）・安川 実（児童養護施設聖霊愛児園）・山本恒雄（大阪府堺子ども家庭センター）・山崎知克（都立母子保健院）・由井久枝（青山学院大学）・米沢普子（家庭養育促進協会神戸事務所）

## A. 研究目的

この数年、高い関心をもたれている児童虐待は、子どもの心の安らかな発達にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。虐待の発見と通告、被虐待児童への対応に関しては理解が深まり、必ずしも十分とはいえないにせよ、体制は整いつつある。しかし、被虐待児童の保護者への指導、援助については、援助プログラム、およびその実施体制とも不十分な状況にある。言うまでもなく、保護者への適切な指導、援助がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえない。したがって、保護者への援助方法の確立は現在もっとも求められている課題といえる。

本研究においては、子どもを虐待する保護者への援助、指導のあり方に関して、児童相談所および児童福祉施設等においてアンケート調査、ヒアリング調査などにより、取り組みの実態を明らかにするとともに、先駆的に実施されている保護者への指導方法を紹介し、援助、指導のプログラムの開発をめざす。

## B. 研究方法

被虐待児童の保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけるための総論的な検討を行い、次いで児童相談所、児童福祉施設における保護者への指導、援助のあり方、実態と課題を明らかにするために、研究討議、ヒアリング調査、質問紙調査等を行った。

## C. 結果及び考察

### 研究1 被虐待児の保護者への支援のあり方 (奥山真紀子・川井 尚・西澤 哲)

被虐待児童の保護者への援助、指導のあり方に関して、3名の臨床家がそれぞれの立場から

論考を行った。この部分は、保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけるための総論的な検討といえる。

まず、奥山真紀子は、「総合的支援計画の中での親のケア」において、虐待に関する支援は総合的に行われる必要があることを強調し、親への支援の成功例、失敗例をふまえて、親のケアを含めた総合的支援計画の立て方について論じた。

川井 尚は「虐待をする母親への心のケアーその基本的心得ー」において、母子関係論の立場から、虐待は母子関係の本質に根ざしていることを指摘し、「母親だからこそ」虐待が生じ得るという視点をもつことと、子どもとの関わりを「母親がいかに体験するか」を想像、共感し、くみ取ることが母親面接の基本となることを述べた。

西澤 哲は「虐待傾向を示す親への援助」において、豊富な臨床経験にもとづき、虐待傾向のある親を7つのタイプに整理し、それぞれのタイプの特徴と援助に関する基本的な考え方を述べた。そして、とくに援助が困難となりやすいケース、つまり自身の被虐待体験がトラウマ性の問題を親にもたらし、それが子どもへの虐待につながっていると考えられるケースへの援助のあり方について、第一層（ソーシャルワーカー的・具体的援助）、第二層（育児知識）、第三層（問題解決的アプローチ）、第四層（子どもに対する認知の検討）、第五層（親のトラウマへのアプローチ）という階層的なアプローチを「試論」として提案した。

### 研究2 児童相談所における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

(才村 純ほか)

児童相談所関係者とのヒアリングおよび報告



書の検討により、児童相談所における保護者への援助、指導のあり方について検討を行った。現状では一定のプログラムに沿った体系的・継続的な保護者指導は行われていないこと、しかし、一部の自治体においては児童相談所職員を中心に、児童福祉施設の職員、研究者で研究班を組織し、先駆的な取り組みを始めているところも認められた。それらの自治体のうち、大阪府、神奈川県、北九州市での取り組みについてヒアリングを行うとともに、報告書にもとづいて考察した。大阪府と神奈川県の指導プログラムは、いずれも横浜市で開発したプログラムを踏まえたものである。これらのプログラムは、総合的、包括的な支援プログラムであり、保護者への支援の枠組みとしてかなり示唆を与えるものと考えられた。北九州市児童相談所では、保護者の達成すべき課題を点数化して具体的に提示し、その得点が一定の水準に達したら、家庭引き取りが可能となるという方式での実践例を提示した。

これらの検討をふまえ、第1に、それぞれの取り組みの特徴と利点、課題について、とくに評価（アセスメント）と指導プログラムについて、第2に、指導法開発に向けた視点と方向性について、考察を行った。いずれのプログラムも、評価（アセスメント）を重視していた。しかし、評価方法や、評価結果にもとづく保護者のカテゴライズは自治体によって異なっていた。また、それぞれのプログラムの適用を明確にすることが必要であると考えられた。

### 研究3 児童福祉施設における保護者への支援の実態（庄司順一ほか）

1) 児童福祉施設における保護者への支援に関する実態調査

（庄司順一・伊藤嘉余子・西澤 哲・尾木まり・加賀美尤祥・側垣一也・鈴木祐子・水谷暢子・二ツ山 亮・山崎知克）

目的：児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態を明らかにするために、質問紙調査を行った。

方法：対象は、全国の乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で、施設長あてに調査票を郵送により送付し、回答を依頼した。調査票は、児童福祉施設の運営状況、入所児における被虐待児童の数、割合、入所している児童の保護者に対する指導の現状など、16項目からなっていた。調査票は各種別の施設共通とした。

結果および考察：児童福祉施設計746施設に調査票を送付し、回答締め切り期限内に533施設から回答を得た（回収率71.4%）。種別ごとの内訳は、乳児院115施設（回答があったのは97施設、回収率84.3%、以下同様に記す）、児童養護施設554施設（375施設、67.7%）、情緒障害児短期治療施設19施設（16施設、84.2%）、児童自立支援施設58施設（45施設、77.6%）であった。

以下、主な結果を述べると、虐待をする保護者への援助を実施した結果、家族の再統合（子どもの家庭復帰）に至ったケースがあった施設の割合は、乳児院では34.0%、児童養護施設では28.5%、情緒障害児短期治療施設では43.8%、児童自立支援施設では26.7%となっていた。これは、各施設のケース数ではなく、そのようなケースを経験したことがある施設の割合である。約1/3の施設で、虐待をする保護者に援助を行い、その結果、家族の再統合に至ったケースを経験したことがあるということになる。

保護者への援助が困難な要因については（複数回答）、どの種別施設においても、保護者の精神的な障害、保護者の強引な引き取り要求、保

護者に虐待の認識がないこと、保護者とのコミュニケーションが困難であること、が共通に指摘された。保護者の精神的な障害に関しては、これまで以上に精神科医の関与が必要であることを示しているといえよう。虐待の認識がないことに関しては、入所にさいしての虐待の告知について検討する必要があることを示している。

「保護者に対する援助マニュアル」の有無については、いずれの種別の施設も、明文化された「保護者に対する援助マニュアル」をもっているところは少なかった。すなわち、「マニュアル」が「ある」とした施設においても、面会の仕方などのルールを記述した一般的な内容であり、具体的な「援助マニュアル」というのは見いだせなかった。

#### 2) 児童福祉施設に対するヒアリング調査結果

児童福祉施設における保護者への援助、指導の実態を明らかにするために、ヒアリング調査を行った。

(1) 概要 (伊藤嘉余子・加藤曜子・水谷暢子・鈴木祐子・二ツ山 亮、西澤 哲、庄司順一)

西澤の報告する3施設を含め、計10施設(乳児院3施設、児童養護施設5施設、情緒障害児短期治療施設2施設)についてヒアリング調査を行い、概要をまとめた。

(2) 虐待傾向のある親の援助に関するヒアリング結果と考察(西澤 哲)

ここでは、児童養護施設2施設、情緒障害児短期治療施設1施設のヒアリング結果について、やや詳しく考察を行った。

どの施設においても保護者への援助の必要性を認めているが、保護者との関わりにおいて「指導・教育的」ではなく、「援助的」に保護者に寄り添い、保護者の自立を支援するという姿勢が強調されていた。児童相談所と協同で取り

組むべきことを指摘しているが、その連携の状況は施設によりさまざまであるように思われた。保護者への援助に関しては、情緒障害児短期治療施設では心理療法を実施するなど、他の種別施設に比べて具体的な取り組みがなされているようであった。

#### 研究4 その他のプログラム(庄司順一ほか)

1) 乳児院における「育児体験学習」(庄司順一・鈴木祐子・水谷暢子)

これは、東京都で平成4年度から11年度まで実施された「親の育児体験学習」事業にもとづくものである。平成4年から毎年2施設ずつ実施施設を増やし、平成9年には10施設で実施されるようになったが、平成11年度で終了した。

事業の目的は「育児に対し強い不安や緊張を持つ親等を対象として、養育の仕方を実地に学ぶ機会を提供し、育児の知識や技術を習得させることにより、親等の持つ不安や緊張の解消を図り、家庭における健全かつ自立的な育児ができるよう支援する」(「親の育児体験学習」事業実施要綱)ことであった。

実施方法は、保護者と子どもが乳児院に10日間通所し、そこで「保護者が家庭で健全かつ自立的な子育てができるようになるための必要な、子どもの基礎知識の教育、日常生活での養育の方法、栄養と食事等、育児全般にわたる知識や技術を体得させる」ための具体的な学習プログラムが用意された。この事業は、乳児院関係者にとっても、受講した保護者にとっても意義の大きい事業であったことが指摘された。

本事業は、育児不安の強い保護者に対する支援プログラムであったわけであるが、虐待の予防プログラムとしても有効であると考えられ、また実際に、虐待とも関わる事例への対応も含まれていた。ただ、被虐待児童の保護者への支

援プログラムとするには、今後検討すべき課題もあろう。

2) 里親・養親への養育支援 (庄司順一・高村恵里・石原麻衣・由井久枝)

虐待を受けた子どもにみられる心理的・行動的問題は、苦痛と恐怖による心的外傷(トラウマ)とともに、保護者(親)との間にアタッチメント(愛着)が形成されないこと(あるいは非常に不安定な愛着を形成すること)によると考えられる。里親養育においては、親子関係形成(ペアレンティング)は主要な問題であり、欧米では、愛着障害をもつ子どもを養育する里親・養親に対するペアレンティング・プログラムがいくつか開発されている。本研究では、アメリカおよびイギリスで実践されているプログラムの紹介をした。

里親・養親への援助プログラムは、施設に子どもを入所させ、その後家族の再統合をめざす保護者への援助においても適用できるであろう。虐待をする保護者への有効な援助、指導プログラムが求められている今日、その手掛かりとして里親・養親への援助プログラムも検討すべきであるといえる。

#### D. 結論

児童相談所および児童福祉施設における虐待をする保護者への対応のあり方を検討し、またその実態を明らかにした。児童相談所や児童福祉施設での取り組みは全体として非常に不十分な状況にあるが、今後の取り組みのモデルとして活用しうるいくつかの実践を知ることができた。今後、これらをモデルとして多くの児童相談所や施設において検討し、よりよいモデルを開発していきたい。

## 被虐待児童の保護者への支援のあり方

### 1) 総合的支援の中での親のケア

奥山真紀子

国立成育医療センター こころの診療部

#### 1. 親のケアを総合的支援計画の一部として行う必要について

もともと、虐待に関する支援は総合的に行われる必要がある。なぜならば、虐待への対応には子どもを取り巻くシステム全体へのアプローチが欠かせないからである。また、支援する側も、全体像が見えていないと、さまざまな場面で虐待者やその他の家族や被虐待児本人に振り回される結果になり、結局はよい支援ができなくなる危険もある。全体的な視点を持っていなかったために、起きた親支援の失敗例と成功例を挙げてみよう。ただし、プライバシーの問題から、内容はかなり変更している。

#### 失敗例

3歳児のA男は繰り返す熱症や骨折で入院し、一時保護された。母親と内縁関係にあった父親からの身体的虐待が推定されたが、母親は自分の関与を否定した。その後、母親のケアを担当したものが、母親の過去の被虐待体験などの開示の中で、母親に取り込まれていき、「父親と別居する。もう一度やり直したい。今一緒にいないとかわいがれなくなりそうである。」という言葉に動かされ、母親の引き取りを強く後押しし、A男は4ヶ月後に母親に引き取られた。しかし、引取り後、母親の相談予定日にはキャンセルが続き、母親は内縁の夫との関係を再開し、再び虐待が起き、A男は死にかけてところを救われ、再び保護された。その後、28条の申し立てで、長期分離となった。A男は被虐待体験のため、多動で暴力もあり、非常に育てにくい子どもになって

いた。育てにくいために虐待が続き、虐待のために更に育てづらくなるという虐待の悪循環があったが、分離している間はその悪循環が見えなくなるため、虐待者も安定し、一見再統合が可能なように感じられたようである。また、子どもも、一時保護所では緊張して暮らしており、偽成熟な面は見られたが、これと言った大きな問題は起こさなかった。しかし、2度目に保護されて施設に長期入所してからは、子どもの行動の問題は明白だった。

この例では、母親のケアを担当していた人と、子どもの担当者と、ケースワーカーとが一堂に会して協議をすることがなかった。後で全体像を見ると、母親は取り込める人と自分を信じない人とをうまく使い分け、支援者側のネットワークを分断することに成功していた。

#### 成功例

母親からの激しい身体的虐待で保護され、児童養護施設に入所していた4歳男児の母親は、一貫して引き取りを要求していた。児童相談所・児童養護施設・児童養護施設嘱託医師および心理士で協議を行い、子どものケアは児童養護施設およびその施設の心理士が行い、母親のケアとケースワークは児童相談所が行うこととした。半年後に、再び同じメンバーで評価がなされ、子どものケアとケースワークは比較的順調であったが、母親へのケアがほとんどなされていないことが判明した。母親が児童相談所に対する怒りが強いことと、児童相談所の構造の問題からなかなかケアに至らないこと

が明らかとなり、施設の嘱託医師が母親のケアを担当することになった。母親は自分の仕事を含めて支援者にかなり防衛的であった。しかし、引取りを視野に入れた親子のセッションを通して、母親の子どもの学業達成に対する非現実的な期待が明らかとなり、その調整を行うことで、母親と子どもの関係が改善していった。引き取りに関しても、子どもの不安が高く、母親の希望から1年後の引取りとなった。それらの決定に際して、全てのメンバーのコミュニケーションが行われ、情報が共有され、子どもの心理的状態・母親の状態・母親の実家のサポート機能の実態、などの評価が行われ、その後の支援計画が立てられていった。

#### 危険のあった例

生後6ヶ月のA子は外傷で繰り返し入院してきた。母親は視力が弱く、その為にA子の上に物を落としたのだと説明。虐待と言う確信がもてなかった病院は、地域の保健婦さんに母親の指導を依頼した。依頼を受けた保健婦が母親に接触したところ、訪問は拒否し、来所での相談には応じた。母親の障害の話などがなされ、信頼関係を構築できたと感じた保健婦はその後の母親の来所予定キャンセルにも不審は抱かず、2ヶ月が経過した。再び同病院外来受診時、多くのあざがあり、児童相談所への通告となった。入院中に全ての関係者が一堂に会し、子どものリスクに対する危機感の共有が図られた。その中で、これまでの母親の虚言の問題も明らかになり、乳児院への一時保護委託となった。その後の児童相談所の面接で母親は自分の虐待を認めたが、家族へのケアを計画しているうちに転居し、行方がわからなくなった。

## 2. 親のケアを含めた総合的支援計画の立て方

### 1) 関係者会議

できるだけ多くの関係者が集まって、状況を共有する必要がある。特に、親のケアにおいては、親の言葉だけからは判断を誤る危険もある。一堂に会して会議をもつことは時間の調整などで大変な面もあるが、その効果を考えると、一時の大変さで躊躇してはならない。また、参加者はその状況によって変化させる必要もある。初期には初期対応をした人からの情報を提供してもらう必要があるが、ある時点からは直接支援する支援チームの会議に切り替わっていくであろう。また、分離のケースで再統合が計画された段階では、引き取り先の学校にも参加してもらうなどのきめの細かいネットワーク作りが必要である。

### 2) それぞれの評価（アセスメント）

その中で、現在の被虐待児、虐待者、家族、親戚のサポートシステム、地域のサポートシステム、などに関する評価を共有し、不明な情報があるときにはその情報の採取の分担も決める。親のケアのためには、虐待をしている親やそのパートナーそれぞれとその関係性に関しての心理的、社会的評価がなされなければならないのは当然であるが、子どもに関する評価や親子関係の評価もケアには欠かせない問題である。また、親戚や地域のサポートをどのくらい受けられるかもケアの重要なポイントとなる。

### 3) 役割分担を明確にして支援計画を立てる

その上で、どのように支援を行うかを決定する。親のケアも一機関だけでは不十分なことが多い。例えば、親への心理療法・保健婦の訪問による育児支援・地域の保健機関の親子教室への通所など、心理療法だけではなく、教育的アプローチや子どもとの関係への支援なども組み合わせていく必要があることが多い。

### 4) 支援の進み具合に関する評価会議

最初は3-4ヶ月に1回、順調であれば半年に1回ぐらいの支援評価会議を行う。その中で、支援がどのくらい進んでいるか、

変化があったか、今後の見通しなどについて話し合い、その後の支援計画を立て直す。虐待ケースでは、親がケアを拒否したり、行方不明になったりということも稀ではない。重要な変化があったときには臨時に関係者会議を開いて支援計画を立て直す必要が生じることもある。

#### 5)情報の流れ

支援の中で変化があったときの情報をどのように流すかを決めておく必要がある。多くの場合、ケースワークを行う児童相談所が情報のハブになることが望ましいことが多いが、場合によっては、保健機関や教育機関がその役割を担うことが必要になることもある。また、例えば、入院中は病院のソーシャルワーカーが情報の中心になり、退院後は児童相談所に移行させるといった状況に応じた変化が求められることもある。

#### 6)危機状態の対応

虐待ケースでは、在宅のケースはもちろん、分離のケースでも何らかの危機状態が出現することはよくある。危機を感じた関係者がそれをどのように他の支援者に伝え、どのように対応するかをあらかじめ考えておく必要がある。危機状態になったときには、先手を取ることが大切であり、後手に回るとそれを乗り切るのに多大なエネルギーを浪費する結果になることも稀ではない。

#### 7)ケアを行う上での秘密の問題

一般の心理療法では、治療者は相談者の秘密を守ることは常識である。しかし、虐待ケースの場合は、個人心理療法という立場より、家族全体へのサポートである。従って、支援を行うチームにはある程度の情報開示を行うことを予め納得してもらう必要がある。特に人格に問題がある親のケアの場合には、関係者すべてが同じ枠組みを造ることがその親のケアに最も大切になることも稀ではない。もちろん、支援チームは個人の秘密は守らなければならないのは言うまでもない。また、全体の支援計画に

全く関係のない個人情報に関してはことさらにすべて開示する必要もない。

#### 8)ケアを行う人のメンタルヘルス

支援チームはケアを行う人のメンタルヘルスにも十分な配慮が必要である。特に虐待をする親の中には、激しい怒りを支援者に向けたり、心理的に操作しようとしたり、心理的に脅したりする人もいる。そのために、ケアをするひとが振り回されたり、無力感に襲われたり、トラウマになることすらある。ケアをする人のメンタルヘルスのためには支援チーム全体のサポートが最も重要になる。その意味でも一人だけでのケアは危険な面があることを十分に認識しておく必要がある。

## 被虐待児童の保護者への支援のあり方 2) 虐待する母親への心のケア—その基本的心得—

川井 尚

日本子ども家庭総合研究所・愛育相談所

### はじめに

被虐待児への心のケアについては、多様な対応が考え工夫され、そこに多くの困難を伴いながらも常に虐待問題の中核をなしてきた。最近施設養育に限界のある子どもには専門里親制度が近く施行され、心のケアを伴う家庭での養育がなされようとしている。特に母子関係の基本的機能である安全な関係のなかで生活し心身ともに健やかに育っていく過程そのものが危険に満ち、心身への甚大な被害を受ける被虐待児が常に主役であることに異存はない。

一方、虐待する母親に対して一般の人はもちろん、多領域にわたる小児の専門家さえ、情緒レベルでのネガティブな反応を生じさせられる。「母親としてあるまじき」「母親失格」「母親のくせに」「母親として許せない」などなどである。筆者とて例外ではなく、はじめて虐待をしている母親に出会ったとき、哀しい怒りの感情を抑えることはできなかった。ここから母親を責める気持ちが生じることは火を見るより明らかである。事実、この母親はこれまで関わってきた各機関で説教され、責められ、加害者、犯罪者扱いをされたと怒りと恨みを訴えた。筆者は自らの気持ちを何とか転換していったのであるが、この臨床経験が本小論の基いとなった。

以下、母親による虐待の心性と基本的対応について、その心得ともいうべきものを述べることにしたい。

### 1. 母親だからこそ

①厚生労働省の統計によれば、虐待者の第1位は実の母親であり、その比率も圧倒的に高い。平成12年度幼児健康度調査（1歳から7歳未満児）による全国一般調査でも、「子どもを虐待しているのではないかと思う」母親は全体で18.1%、「何ともいえない」とするものは15.7%である。

従って、比較的多くの母親が虐待への怖れを

抱いており、母親自身虐待を他人事ではないと思っているとよい。

この事実が指し示すところは、虐待は「母親だからこそ」生じる、あるいは生ずるリスクを負っているということであり、決して「母親にあるまじき」ことではないことを以下の論述を通して強調したい。

そして、この「母親だからこそ」という視点をもつとき、はじめて虐待をする母親への心のケア、即ち、常に母親の味方になり、終始支持・支援する心の臨床を期待することができる。

②平成12年度幼児健康度調査からみる母親の虐待感—どのような要因と結びついて生じるのか—

この調査成績を分析検討し、母親のもつ虐待感とそれに関連するもの、即ちどのような状態と結びついて虐待が生じてくるのかをみることにしたい。ここから、心のケアの具体的な手がかりを得ることができる。

第1に「子どもとゆっくり過ごす時間」がないことである。虐待しているのではと思えば、物理的に、そして精神的にもゆとりがなく、子どもとゆっくりは過ごせないし、ゆっくりできなければ虐待につながることも考えられよう。

第2は「夫は相談相手、精神的支え」になっていない。いわば、夫婦という核の核分裂が生じており、夫と相談し合うことも、気持ちを汲み通じ合うこともなく、孤立し子どもと向き合っている状況が目につく。夫（父親）がその役割を果たさないとき、虐待へのリスクは高まる。

第3に「夫は子どもを虐待しているのではないか」とするものである。ここで特記すべきことは、11.5%という高い比率で父母ともに虐待感を抱いていることであり、虐待へのリスクが懸念される。どちらかに明白な虐待行為がみられる場合、もう片方の親にも虐待感があり、共謀的な心理が虐待につながる事が考えられ、

今後解明すべき重要な臨床課題である。

第4は「忙しいなどの理由でテレビ・ビデオをよくみせている」。子どもと関わりをもつと虐待感がよりつるために、このやり方で子どもとの距離をもとうとするのではないかと考えられる。

第5に、年齢によって状態像は多少異なるが「爪かみ・チック・極端な人見知り・遺尿・保育園、幼稚園に行きたがらない・ひどく怖がる・家の人以外は話さない」など、虐待感が子どもの心の健康に大きな影響を与えている。

この他に関連する大きな要因は「母親の精神的な不調」と「育児に自信がもてない」ことであり、虐待感は母親の心の健康と深く、強い相互関係のなかに生じている。

以上、全国調査成績に基づいて、母親の抱く「虐待感」を生じさせる関連要因について述べた。この知見から学ぶべきことは、多くの母親が虐待感を抱いていること、更に、虐待感と関連をもつこれらの要因はどの母親にも容易に生じうるといえることである。

また、「育児不安」も虐待へのハイリスク要因である。その本態の第1心性は「育児への自信のなさ・心配・困惑・母親としての不適格感」、第2心性は「子どもへのネガティブな感情・攻撃・衝動性」であり、更に、この2つの心性の間には強い相関が認められる。従って、「育児不安」そのものが虐待へのリスクを孕んでおり、ここにも「母親だからこそ」虐待は生じうるのだということが理解される。

## II. 母子関係の本質に由来する虐待

### 1. 母子関係の本質—安全性—

母子関係の基本的機能は、安全性にあり、関係そのものに安全性が機能しているといえる。そして、この安全性を解発、機能させるものは、子どもを脅かす危険、危機状況であり、「外なる危険」といってよい。それは子どもにとって危険な環境一人・場・状況一、病気、事故などであり、子どもを不安や恐怖に陥れる。この危険、危機状況に遭遇した子どもは、母親へと向かう生得的な諸行動—アタッチメント行動—によって母親との接近・接触を保ち安全を確保しようとする。一方、母親はアタッチメント行動に依

える、これも生得的な子どもへと向かうマターナル行動を生起させ、子どもを危険から守ることになる。

長い人生のなかで乳幼児期ほど危険、危機に満ちた時代はなく、しかし、このことがアタッチメント行動とマターナル行動を日常生活のなかで頻繁に生起させ、母子関係を形成、発達させるのである。

この母子相互作用の中で母親の心に生じる最も重要な出来事がある。それは、アタッチメント行動とマターナル行動を、即ち、子どもとの普段の関わりを「いかに母親が体験するか」にある。この子どもとの関わりを「快の体験」としたとき母親は「心の安全基地」となり、「外なる危険」が母子関係の発達に大きく寄与することになる。そして、危険、危機を安全な状態に変えていく、その関係のなかに＜安全性＞が機能し、強化されることになる。再度、強調すべきことは、母親が「何を体験したか」ではなく、「いかに体験したか」このことが最も重要なのである。

そして、母と子が接近・接触を保持し、危険、危機に対し関係のなかで安全性が機能していくことによって、子どもの心に「安全感」「安心感」「確実感」「信頼感」が根付くように育つことになる。この安全機能がもたらすこれらの「感」は極めて重要な心のはたらきを有している。それは、当たり前のことではあるが、絶対安全、絶対安心、絶対確実、絶対信頼はあり得ないからである。そこで、「絶対」は求め得ないので、これらの「感」をもつことが必要不可欠となる。普通の言葉で表せば、「大丈夫」という感じをもつこととあってよい。

これらの「感」をもちえないと、「絶対安全」など「絶対」を求めざるを得なく、その求める心性が強迫観念、強迫行動としてあらわれる。たとえば、一般に不登校とよばれる「学校恐怖症」はこの「感」の欠如に起因している。学校では怖いこと、不安なこと、嫌なこと、必ずしも楽しいばかりではないことは、誰しも体験する。しかし、「学校恐怖症」では、学校そのものが茫漠とした恐怖の対象になり、いわば「大丈夫」と思えず、行くに行けない状態に陥るのである。いま、クローズアップされている「社会的引きこもり」もこの心性から生じる。

このような心の不健康な状態を防ぐはたらき



をするものが、上述の「感」であり、これが生涯にわたり心の健康を基底から支えている。

以上が、子どもの心身の発達と健康に寄与する母子関係の第一義の本質であり、その成り立ちから効用までを論述した。

## 2. 母子関係の本質—虐待の発生—

虐待を生じさせるものも、その成り立ちは母子関係の本質に根ざしている。

起源は同じくアタッチメント行動とマターナル行動にある。これらの行動は生物学的基盤をもち、安全確保、獲得のための接近・接触保持への生物学的な強制力を有している。この「生物学的強制力」そのものが重要な鍵概念である。

さて、核心は、アタッチメント行動とマターナル行動を「母親がいかに体験するか」にある。ここに、安全性が働くか、その対極にある非安全・危険極まりない虐待が生じるかの分岐点がある。

このふたつの行動に快の体験をもちうる母親は、＜安全性＞をつくりだしていくことになる。

一方、不快体験は＜虐待へのリスク＞を形成し、その成り立ちは、次のように展開される。

子どもが自分（母親）に対し、アタッチメント行動を頻繁に起こし、それに対してマターナル行動が生物学的強制力によって生じ、接触し関わりをもつこと自体が「不快体験」となることが、その成り立ちの起源である。このとき、子どもとの「接近・接触の回避」の反応が生じ、さらに子どもへの「生理的嫌悪感」をも生起させる。

### ＜母子関係の内なる危険＞

母子関係の形成と発達に、そして、安全性が機能するために直接寄与するものが「外なる危険」であった。しかし、この「不快体験」から生じる「接近・接触回避」「生理的嫌悪感」そのものが母子関係に内包される「内なる危険」である。母親そのものが危険な対象と化するというよい。そして、そこに現れる心性は次のようである。「一緒にいたくない」「いなければいい」「いなくなればいい」であり、さらにすすめば、殺したいと直接思わないようにしたいために「死んでくれればいい」「死んでほしい」ということになる。

従って、「心理的虐待」が虐待の基本的心性で

あるとよい。この心性から直接生じるものが、拒否・拒絶・無視・無関心・放置であり、即ち、「ネグレクト」といわれる。

しかし、生物学的基盤をもつ母子関係の特性、即ちアタッチメント行動とマターナル行動は常に生起し、決して「いないもの」とはならず、「一緒におらずにはおれない」のである。そこで、繰り返し「いないもの」にするために、ひとつは「身体的暴力」が、もうひとつには「言葉・感情的暴力」が生じることになる。「身体的暴力」はときに死に至り得ることから極めて危険な状況であることはいままでのない。一方、それは身体の危機だけではなく、本来安全で、拠り所であるべき母親その人の暴力を体験するものは子どもの心であり、心理的虐待でもある。

「言葉・感情的暴力」には、“あっちにいて”、“ここにいないで”、“顔を見たくない”、“どこかにいてしまえ”、“駄目な子”、“嫌な子”、“汚い”、“死んでしまえばいい”等あげれば限りなくある。そして、「生理的嫌悪感」から、ひとつの食器からは食べない、洗濯はその子だけのもの、子どもが入った風呂には入らない、手をつながない、抱っこもしないのである。

母親だからこそ「身体の暴力」はしたくない、そうすると「言葉の暴力」にいかざるを得ないのである。けれども言葉でいかにいつのつても思い通りには当然いかにないために「身体の暴力」をせざるをえないという悪循環に陥ることになる。身体と言葉の虐待行為は、「いなくなればいい」「いないでほしい」と、どうにもならない母親の必死の選択のなかにある。

さて、事実として母親は加害者であることに違いはない。しかし、これまで述べたように、母親にとってアタッチメント行動とマターナル行動、いわば子どもとの日常の関わりが「不快なもの」「生理的嫌悪」として体験させられるところから、被害者としての意識が生じる。この子が私をこのような気持ちにさせ、嫌な言葉を吐かせ、暴力に走らせるというものである。このことは母親にとっての心理的事実であると心得ておくことが心のケアに大きな利益をもたらすことになる。

## Ⅲ. 心のケアの基本的心得

以上の論述から、既にその基本的心得の方向

は理解されたことと思う。

「母親だからこそ」の視点と「母親がいかに体験」しているかを想像、共感し、汲み取ることが基本をおき、以下、その心得を述べる。

①子どものみを守るのではなく、子どもと母親双方を守ることがケアを行うものの大事で大きな仕事であることを常に伝えていくことが重要である。このことが後述する「母子を分離」、施設入所や専門里親につなげる鍵となる。

②既にふれたが、様々な虐待行為、どの様な事態が生じても終始味方になり、支持・支援しつづける。

③心のケアは信頼関係のなかでこそ行いうる。しかし、母親が相談者を信頼することを始めから望んではならない。それは「無いものねだり」であって、これまで述べた心の状態にある母親にとって、人も自分も信頼することは不可能である。相談者がいかに、少しずつでも母親を信頼していけるかに心のケアの成否がかかっている。こちらが信頼をしていく分、それに添うように少しずつ母親は信頼を寄せてくるのである。

④決して責めないこと、非難しないこと、自尊心を傷つけないことである。自尊心のない人こそ自尊心が傷つけられると体験するのである。また、こちらが意図しなくとも、責め、非難され自分を駄目なものと受けとり、体験するとみて間違いはない。心のケアの過程を「母親がいかに体験しているか」想像・共感・理解し、汲み取ることが重要である。子どもと、そして母親自身が危険に陥るとき、その行為は毅然として制止する。しかし、子どもに対してもつ「接近・接触の回避」「生理的嫌悪」の気持ちと、それを相談者に訴えるそのこと自体は、そう思わざるを得ないものとしてそっくりそのまま受けとめることがとても大事なことである。このときはじめて、このような私でも理解し、受け入れられていると母親は体験できるのである。

⑤その家庭の極めて些細な日常状況までもよく知り、理解すること。その上での生活相談をきめ細かに行う。また、心の状態をすぐによくすることは極めてむずかしい。一方、体調を整えていくことは比較的可能である。睡眠を充分とり生活リズムを整えること、食事に気をつけること、ゆっくり、ゆったりとした自分の時間

を確保することなどである。

⑥虐待に結びつく夫との関係に配慮することが必要である。できれば夫婦合同面接の機会をもちたい。夫婦関係の改善はむずかしいことではあるが、面接の機会をもっていくことによって少しでも改善の可能性が期待できる。また、前述のように、夫も虐待傾向をもってることが充分考えられるので、そのためにも面接の機会をつくることに心がけたい。最後に、

⑦現時点で、母親は子どもを「このようにしか体験できない」し、子どもも母親を「このようにしか体験できない」という現実を認め、危険から両者を守るために、母と子を離すことが必要になる。母と子が一緒に暮らすなかでこの体験様式を変化させることは極めてむずかしいからである。別々に暮らすことは「母と子を守る」ためであると伝えつづけることによって、はじめて納得し、同意を得ることができる。離れて暮らし、母と子それぞれが変化・成長し、再会すれば、互いによいものとして体験できる可能性がうまれる。

そして、相互によきものとして体験しうるには、施設や専門里親での心のケアと、母親への継続したケアが何より重要であり、このことがなければ再会後も同じ危険な状況に陥ることになる。

## おわりに

母親による虐待の心のケアについての臨床的論述の柱には、ふたつの基本的な鍵となる視点がある。それは、ひとつに、母子関係の本質に由来する「母親だからこそ」との視点と、「母親がいかに体験したか（しているか）」の視点である。

「母親だからこそ」との視点をもって、母親に出会いケアをしようとするとき、はじめて母親の味方になり、変わることなく終始支援・支持しつづける心の臨床を相談者は希望をもってしつづけることができる。

また、「母親がいかに体験したか・体験しつづけているか」の視点は、体験とはその人だけの歴史そのものであり、その人そのものであるからこそ、その人をあくまで尊重する心の構えを与えてくれる。子どもと出会い、育児という日常体験の中で、子を「不快で嫌なもの」と体験し、体験しつづけることは、母子関係の本質故

に、そのようにしか体験せざるを得ない「母親だからこそ」の不幸である。

それではなぜ「不快で嫌なもの」と子どもを体験せざるを得ないか、母親自身が虐待を受けた、パーソナリティーに問題があるなどなど多くの要因があげられている。このようにその起源は様々であろうが、その基本的起源は「愛されなければ愛せない」というごく常識的なことにつきる。その母親自身が、よいもの、限りない快の体験をもたらしてもらい、愛され、身も心も抱っこされ、可愛がられ安全感を育てられなかったのである。

従って、虐待する母親の心のケアの、その基本は常に味方になり、信頼を寄せ、信頼感を増しつづけることによる。その道程のなかで大事にされ、受け入れられ、認められ、よきものとしての自分自身を体験できるといってよい。

そして、このような心のケアをし続けうるには、専門的な技量は勿論、揺るぎない覚悟、人としての力量が求められる。

## 文 献

1. J. ボウルビイ：二木 武監訳、母と子のアタッチメント—心の安全基地—、医歯薬出版、1993
2. 川井 尚：平成12年度幼児健康度調査について、小児保健研究, Vol, 60、No, 4. 543-587、2001
3. 川井 尚 恒次欽也 中村 敬：平成12年度幼児健康度調査からみる心の健康—特に母親の心身の健康・育児不安との関わりについて—、小児科、印刷中
4. 川井 尚、恒次欽也他：育児不安のタイプとその臨床的研究VII—子ども総研式・育児支援質問紙（ミレニアム版）の手引きの作成—、日本子ども家庭総合研究所紀要、2000
5. 川井 尚他：小児虐待の発生要因およびその対処法に関する一考察—ケーススタディから—、小児保健研究、第49巻、第5号、591-599、1990
6. 川井 尚：母と子の面接入門、医学書院、1990
7. 川井 尚：母子関係—その光と影—、小児保健研究、印刷中

## 被虐待児童の保護者への支援のあり方 3) 虐待傾向を示す親への援助(総論)

西澤 哲

大阪大学大学院人間科学研究科

子どもの虐待という現象が社会問題化するにともない、福祉、医療、保健、司法などの諸領域において適切な対応を講ずることが急務となった。1990年以降、この問題への対応はある程度の進捗を見せてはいるものの、いまだ多くの課題を残している。そうした諸課題のうちで、最重要とされるもののひとつに、虐待傾向を示す親への援助がある。本稿の目的は、従来の研究や臨床経験からもたらされた知見に基づき、虐待傾向のある親への援助のあり方に関して、ひとつのモデルを提供することである。ただし、ここで提示するモデルはあくまでも「試論」であり、今後の実践的検討を必要とするものであることを付記しておきたい。

### 1. 虐待傾向を示す親の特徴

子どもへの虐待という現象はさまざまな要因が複合して生じるものであり、決して、単一の要因から導かれるものではない。経済的問題、夫婦関係の問題、アルコール・薬物依存、家族における暴力の連鎖、さまざまな社会的問題など、子どもへの虐待を結果する要因は実にさまざまである。

こうした諸要因のうちで、ここではまず、いわゆる『虐待の世代間伝達』と呼ばれる現象を扱う。この問題を最初に扱う理由は二つある。一つには、子どもへの虐待が意識され始めた1960年代以降、先ず問題にされたのが親自身の被虐待体験であったという歴史的経過を重視してのことである。そして今一つは、実践的理由である。確かに、虐待にいたる経過はさまざまな要因によってもたらされるが、子どもの福祉や保健を

になう実践現場でもっとも苦慮しているのは、自身が虐待されて育ち、自分の子どもを虐待してしまう親や家族への対応である。こうした理由から、ここではまず世代間伝達の問題を扱い、その上で、虐待傾向のある親の特徴を、いくつかのタイプに分類して見ていく。

### 1. 虐待の世代間伝達現象

虐待を受けて育ったものが自分の子どもを虐待するようになる、という考えは、虐待という問題が意識され始めた1960年代から見られる。特に、1970年代中ごろまでは100%そうであると考えられていた。今日では、後述するように、虐待を受けて育った人で自分の子どもを虐待するようになるのは30%程度だとされているが、当時、こうした考えが主流であったのは、おそらく、「親(当時は特に母親の暴力に注意が集まっていた)が自らの子どもに暴力を振るうはずがない。そんな親がいたとしたらきわめて特殊な要因を抱えているに違いない」という考えにとらわれていた研究者や臨床家たちにとって、この虐待の世代間伝達という概念はかなり魅力的であったことによるのであろう。

しかし、研究の進展や臨床例の積み上げによって、そうではないことが次第に明らかとなった。虐待を受けた子どもの長期予後をフォローしたイエール大学の研究は、虐待を受けた子どもたちがその成長の経過で自分の子どもを虐待する割合は、半数にも満たない30%程度であるとの結果を示したのである。